

限度額適用認定証の交付を受けましょう

☎ 保健医療課 ☎ 0823-43-1639

医療機関にかかるとき、被保険者と一緒に「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関の窓口で支払う医療費が限度額までになります。入院などで高額な医療費を支払う予定があるときは、事前に限度額適用認定証の交付を受けましょう。

▶ 限度額適用認定証が交付される人

- ・国民健康保険加入の69歳以下の方
- ・70歳以上で、適用区分が低所得Ⅰ、Ⅱ、現役並みⅠ、Ⅱの方（国民健康保険、後期高齢者医療保険共通）

（参考）70歳以上の適用区分

現役並みⅢ※	課税所得690万円以上
現役並みⅡ	課税所得380万円以上
現役並みⅠ	課税所得145万円以上
一般※	課税所得145万円未満の課税世帯
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)

※適用区分が「一般」または「現役並みⅢ」の方は、限度額適用認定証は交付されませんが、被保険者証を医療機関で提示することで、限度額までの支払いとなります。

▶ 申請手続きに必要なもの

- ・限度額適用認定証等申請書（市ホームページ ☎ <https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/6434>からもダウンロード可能）
 - ・本人確認ができるもの（運転免許証、被保険者証など）
- ※国民健康保険加入の方は、毎年申請が必要です。後期高齢者医療保険加入の方は、更新申請は不要です。一度交付されると、被保険者証に同封されて毎年郵送されます。

▶ 限度額適用認定証が不要な場合があります

マイナンバーカードで資格確認を行った場合、原則として、限度額適用認定証は不要です。

ただし、非課税世帯で90日を越える長期の入院をされている方などは、これまでどおり申請が必要な場合があります。

7月中旬
に送付

介護保険料の納入通知書を送付

☎ 高齢介護課 ☎ 0823-43-1651

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合う制度で、財源は公費50%、保険料50%で運営されています。65歳以上の被保険者の方に対し、7月中旬に本年度の納入通知書や納付書を送付しますので、保険料額と納め方をご確認ください。

※特別徴収の方・口座振替依頼をしている方にははがきで通知します。納付書は送付しません。

区分	保険料の納め方	対象者
65歳以上 (第1号被保険者)	普通徴収 (納付書または口座振替)	①老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円未満の方 ②年度中に65歳になった方 ③転入した方
40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	特別徴収 (年金支給月に年金支給額から天引き)	老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円以上の方
	加入している医療保険(健康保険・共済組合・国民健康保険)の保険料(税)に介護保険分を上乗せして納めます。	

■ 介護保険料を納めないでいると、期間に応じて介護サービス利用が制限される場合があります！

- ▶ 1年以上滞納…介護サービスを利用した際の費用をいったん全額支払わなければなりません。
- ▶ 1年6カ月以上滞納…介護サービスを利用した際の保険給付(介護費用の払い戻し)が一時差し止められます。
- ▶ 2年以上滞納…介護サービス利用時の自己負担割合が引き上げられます。また、一定の負担額を超えた場合に、超えた分の金額の払い戻しを受けられる制度(高額介護サービス費の支給)が受けられなくなります。

介護保険料は、介護保険事業を運営するための貴重な財源です。適切な介護サービスを受け、安心して生活が送れるよう、必ず納期限までに納めてください。

■ 令和5年度介護保険料額

保険料段階区分	対象者	介護保険料額	
		年額	月額
第1段階 (基準額×0.3)	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,100円	1,675円
第2段階 (基準額×0.5)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	33,600円	2,800円
第3段階 (基準額×0.7)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	47,000円	3,917円
第4段階 (基準額×0.9)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、本人は市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	60,400円	5,033円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	67,200円	5,600円
第6段階 (基準額×1.2)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	80,600円	6,717円
第7段階 (基準額×1.3)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	87,300円	7,275円
第8段階 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	100,800円	8,400円
第9段階 (基準額×1.7)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	114,200円	9,517円

※合計所得金額…政令第22条の2第4項第1号に規定する合計所得金額

今回の富田林市立第3中学校の受入で2校目の受け入れとなる為政さん。

民泊の受入を始めたきっかけをお聞きしたところ「江田島市に移住した3年半前から、他の民泊家庭さんから楽しいよと聞き、受入を考えていました。登録をしたのがコロナ禍の時であったので、今年ようやく受入になりました。うちは子どもが小さいので、普段接することがない年代の子と過ごすこと自体がお互いにとっていい体験になればと思います。」と話されました。

次に、受け入れにあたって苦労した点などをお聞きすると、「毎回どんな子が来るだろうとドキドキしながら受入当日を迎えています。最初はお互いぎこちなくとも、一緒に体験をするなかで、少しずつ打ち解けていくのが大変なこともありますが楽しいと思えること

民泊の受入家庭のススメ 〜為政さんの場合〜



大阪府富田林市立第3中学校の生徒が6月8～9日に1泊2日で訪れました。今年度から受け入れを始めた為政さんにお話を伺いました。

vol.97
☎ 交流観光課 ☎ 0823-43-1632

最後に、「生徒さんがうちの民泊体験により、江田島市を身近に感じ、好きになってくれると嬉しいです。」とおっしゃっていました。

